

議案第 24 号

長野市部設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 21 日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市部設置条例の一部を改正する条例

長野市部設置条例（昭和47年長野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条商工観光部の項中「商工観光部」を「経済産業振興部」に改め、同項第2号中「観光」を「新産業」に改める。

第1条新産業創造推進局の項及び文化スポーツ振興部の項を次のように改める。

観光文化部

- (1) 文化芸術に関する事項
- (2) 観光に関する事項
- (3) 文化財に関する事項

スポーツ部

- (1) スポーツに関する事項

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。